



毎月1回1日発行
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦
 編集委員会：津島存佐 松岡一成 宮下妙香 佐々木靖
 野田徹 白石栄一 印刷所：(株)白橋



令和6年7月25日からの大雨により石沢川の堤防が決壊 写真提供：秋田県

目 次

災害査定の加速化のため、職員を珠洲市に派遣します…………… 2

令和6年7月25日からの大雨関連の災害緊急調査を実施（山形県）…………… 3

令和6年7月25日からの大雨関連の災害緊急調査を実施（秋田県）…………… 3

令和6年梅雨前線豪雨等による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の
 指定見込みについて…………… 4

土砂災害専門家（TEC-FORCE 高度技術指導班）の山形県への派遣…………… 5

令和6年梅雨前線豪雨等の被災に対し災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルールを適用
 （北海道、秋田県、山形県、山口県）…………… 6

北海道、秋田県、山形県、山口県の効率化（簡素化）の内容を決定…………… 8

令和6年梅雨前線豪雨等の被災に対し災害査定を効率化（鹿児島県）…………… 9

令和6年能登半島地震における机上査定上限額や災害復旧事業費の現地決定額の更なる
 引き上げを実施…………… 10

令和6年7月25日からの大雨により被災した山形県に災害復旧技術専門家を派遣…………… 11

令和6年台風第5号関連の災害緊急調査を実施（岩手県）…………… 11

のと里山海道「能登大橋付近」が9月10日から対面通行可能に…………… 12

河川入門講座（27）砂防と海岸—砂浜の保全—……………松田 芳夫…13

「災害査定の留意点」第32回 ～早期確認型査定の実施状況～……………水管理・国土保全局防災課…14

被害報告……………令和6年7月31日現在（令和6年）…16

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年能登半島地震関連

災害査定の加速化のため、職員を珠洲市に派遣します。

～能登半島地震に関する災害査定の加速化～

令和6年8月2日 水管理・国土保全局防災課

令和6年能登半島地震の発災直後より、被災地の早期復旧のために災害査定の簡素化・効率化や、被災自治体との意見交換会等を通じて技術的支援を行ってきました。

こうした中、被災自治体より、早期の災害査定完了のためには、さらなる災害査定の効率化や技術的な支援等を要望する意見が述べられたことから、特に公共土木施設被害が著しい珠洲市に国土交通省の職員を派遣し、周辺の自治体における被災箇所を含めて、以下の技術的な支援を行い、災害査定の加速化を図ります。

【派遣者】

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
企画専門官 田澤 信行
北陸地方整備局 災害対策マネジメント室
課長補佐 中山 真二

【派遣先】

石川県 珠洲市役所（支援相談場所）
※派遣先は珠洲市ですが、珠洲市以外の災害復旧等に関する技術的支援も行います。

【派遣期間】

令和6年8月5日(月)～令和6年8月7日(水)

【技術的支援：例】

- ・災害復旧全体の工程管理
- ・調査不可能箇所の災害査定における対応
- ・災害査定図書の簡素化における資料作成方法、設計書作成にあたっての方針 等

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年7月25日からの大雨関連

国土交通本省災害査定官を山形県へ派遣し、 被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援します

～令和6年7月25日からの大雨関連の災害緊急調査を実施～

令和6年8月5日 水管理・国土保全局防災課

令和6年7月25日からの大雨について、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置や復旧工法等の技術的な助言・指導を行うため、国土交通本省災害査定官を山形県に派遣して災害緊急調査を実施します。

※災害緊急調査とは、広域にわたる災害や人的被害が発生している等の特別な災害において、本省から派遣された災害査定官が、現地における災害時の気象、水理及び被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導を行うものです。

【災害緊急調査】

○派遣日程：令和6年8月6日(火)～7日(水)

○派遣者：国土交通省水管理・国土保全局 防災課
災害査定官

○派遣先：山形県内の河川・道路等（調整中）

猪子 敬之介（いのこけいのすけ）

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000296.html

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年7月25日からの大雨関連

国土交通本省災害査定官を秋田県へ派遣し、 被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援します

～令和6年7月25日からの大雨関連の災害緊急調査を実施～

令和6年8月6日 水管理・国土保全局防災課

令和6年7月25日からの大雨について、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置や復旧工法等の技術的な助言・指導を行うため、国土交通本省災害査定官を秋田県に派遣して災害緊急調査を実施します。

※災害緊急調査とは、広域にわたる災害や人的被害が発生している等の特別な災害において、本省から派遣された災害査定官が、現地における災害時の気象、水理及び被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導を行うものです。

【災害緊急調査】

○派遣日程：令和6年8月7日(水)～8日(木)

○派遣者：国土交通省水管理・国土保全局 防災課
災害査定官

○派遣先：秋田県内の河川・道路等（調整中）

上水樽 昌幸

（かみみずたる まさゆき）

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000297.html

令和6年梅雨前線豪雨等による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

令和6年8月6日 内閣府政策統括官（防災担当）

令和6年梅雨前線豪雨等による災害については、地方公共団体や関係省庁等による被害状況調査の結果、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に指定し、別紙の措置を適用する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

今後は、激甚災害として指定する政令の制定に向けた手続きを進めてまいります。

また、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握が進展し、適用措置や地域の追加が必要となった場合には、改めてお知らせいたします。

1. 激甚災害の指定（見込み）

令和6年梅雨前線豪雨等による災害（仮称）

2. 適用措置の指定（見込み）

【本激】

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ）

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

激甚災害指定により適用される措置の概要

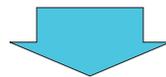
（第3・4条）公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置>（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等）

○公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率 70%（地方負担分への交付税措置を加えると98.5%）
（過去5カ年の実績の平均）



<激甚災害指定時の措置>

○補助率等を嵩上げ 70% ⇒ 83%（地方負担分への交付税措置を加えると99.2%）
（過去5カ年の実績の平均）

※プール計算方式（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

いのちとくらしをまもる 防災減災

土砂災害専門家（TEC-FORCE 高度技術指導班）の 山形県への派遣

～令和6年7月25日からの大雨で発生した土砂災害への対応を支援～

令和6年8月8日 水管理・国土保全局砂防部

山形県の要請で、令和6年7月25日からの大雨により、山形県最上郡鮭川村、酒田市で発生した土砂災害への対応に関する技術的助言を行うため、8月9日(金)に土砂災害専門家（TEC-FORCE 高度技術指導班）を派遣します。

1. 調査場所、日程、内容等 ※行程の詳細は別紙 をご参照ください。

- ①鮭川村 8月9日(金)～8月10日(土)
 - ・鮭川村内の土砂災害警戒区域（避難指示発令中箇所）における監視観測方法や警戒避難体制の整備等に関する技術的助言
- ②酒田市 8月9日(金)
 - ・土砂・洪水氾濫が発生した荒瀬川及びその支流における災害応急対策や再度災害防止対策の工法等に関する技術的助言
 - ・酒田市内の土砂災害警戒区域（避難指示発令中箇所）における監視観測方法や警戒避難体制の整備等に関する技術的助言

2. 土砂災害専門家

- ①国土交通省 国土技術政策総合研究所 土砂災害
研究部 土砂災害研究室
室長 瀧口 茂隆、主任研究官 金澤 瑛、
交流研究員 村木 昌弘
- ②国土交通省 国土技術政策総合研究所 土砂災害
研究部 砂防研究室
室長 鈴木 啓介、主任研究官 赤澤 史顕

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年梅雨前線豪雨関連

令和6年梅雨前線豪雨等により被災した、 道路・河川等の迅速な復旧を支援

～大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルールを適用しま～

令和6年8月6日 水管理・国土保全局防災課

「令和6年梅雨前線豪雨等による災害（仮称）」について、激甚災害（本激）の指定の事前公表が行われたことから、国土交通省では被災した公共土木施設について、災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール」^{※1}を適用します。

豪雨災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業の災害査定の事務手続きを迅速にする効率化が可能となります。

※1 平成29年1月13日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。（別添参照）

<対象区域>

北海道、秋田県、山形県、山口県

- ・当該災害における被災箇所数が、都道府県又は指定都市の区域事業主体において、過去五箇年の平均箇所数（激甚災害に係るものを除く）を超えた区域であり、かつ都道府県又は指定都市の区域事業主体から効率化の要望のあった区域

<災害査定の効率化（簡素化）の主な内容>

○書面による査定上限額の引上げ（机上査定の拡大）

により査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定の上限額を通常1,000万円未満から引き上げる^{※2}。

○現地で決定できる災害復旧事業費の金額の引上げ

により早期の災害復旧を実施

- ・現地で決定できる災害復旧事業費の金額を通常4億円未満から引き上げる^{※2}。

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

○早期確認型査定^{※3}による地域の早期復旧

- ・従来の査定よりも早い段階で被災状況を確認することや災害査定官等による技術的助言を行うことで、手戻りのないシームレスな設計を実現することなどにより、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の2つをスピードアップし、災害復旧全体の迅速化を図る。

※2 引上げ額については後日発表する

※3 対象市町村については後日発表する

【事前ルール化】

■対象とする大規模災害(大規模査定方針 第二)

○カテゴリーS: **激甚災害(本激)**に指定又は**指定の事前公表**がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部(政府)**が**設置**された災害(過去の事例: 東日本大震災(H23))

○カテゴリーA: **激甚災害(本激)**に指定又は**指定の事前公表**がされた災害

(過去の事例: 令和6年能登半島地震(R6)、梅雨前線豪雨等(R5)、台風第14号、第15号の暴風雨等(R4)、梅雨前線豪雨等(R2)、東日本台風(R元))

■対象区域(大規模災害査定方針 第四)

○当該災害における被災箇所数が、都道府県又は指定都市の区域事業主体において、**過去五箇年の平均箇所数**(激甚災害に係るものを除く)**を超えた**区域

⇒**カテゴリーS・Aの災害かつ対象区域**の要件を満たした場合、**効率化(簡素化)の①～④**を実施可能
さらに、以下の条件も満たした場合、**⑤早期確認型査定**も実施可能

■被災箇所数(大規模査定方針 第十一)

○被災箇所数が市(指定都市を除く)においては**60箇所**、町においては**30箇所**、村においては**20箇所**を超える場合

【災害査定の手続きの効率化(簡素化)の内容】

①**机上査定限度額の引上げ**(カテゴリーSは**申請予定箇所の概ね9割**、カテゴリーAは**申請予定箇所の概ね7割**となる金額まで引き上げる)
(原則: 1,000万円未満) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 5,000万円、カテゴリーA 2,000万円)

: 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮

②**採択保留金額の引上げ**(カテゴリーSは**採択保留件数の概ね9割**、カテゴリーAは**採択保留件数の概ね6割**となる金額まで引き上げる)
(原則: 4億円以上) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 30億円、カテゴリーA 8億円)

: 現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能

③**設計書に添付する図面等の効率化**

: 設計図書の作成において航空写真や代表的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など

④**一箇所工事の取扱い**

: 被災した箇所が100mを超える箇所であっても統合可能、被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に分割可能

⑤**早期確認型査定**

: 申請時(前査定)の積算は不要とすることや災害査定官等による技術的助言を行うことで手戻りのないシームレスな設計を実現することなどにより、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の2つをスピードアップし、災害復旧全体の迅速化を図る

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年梅雨前線豪雨関連

令和6年梅雨前線豪雨等に係る災害査定を効率化します ～北海道、秋田県、山形県、山口県の効率化(簡素化)の内容を決定～

令和6年8月23日 水管理・国土保全局防災課

先般(8月6日)、令和6年梅雨前線豪雨等により被災した地方自治体に対して、災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール」^{※1}が適用となる対象区域を通知し、公表したところです。

本日、対象区域における書面による査定の上限額、現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引き上げ金額及び早期確認型査定の対象を決定し、地方自治体に通知しましたので、お知らせします。

これにより、地方自治体の災害復旧事業の災害査定の事務手続きの迅速化を図ります。

※1 平成29年1月13日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。

○書面による査定の上限額の引上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定の上限額を通常1,000万円未満から以下の金額に引き上げる。
(水管理・国土保全局所管施設^{※2})
北海道(7,500万円以下)、秋田県(3,000万円以下)、山形県(3,200万円以下)、山口県(2,000万円以下)

○現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げにより早期の災害復旧を実施

- ・現地で決定できる災害復旧事業費の上限額を通常4億円未満から以下の金額に引き上げる。
(水管理・国土保全局所管施設^{※2})
7億円未満

○早期確認型査定による地域の早期復旧

- ・従来の査定よりも早い段階で被災状況を確認することや災害査定官等による技術的助言を行うことで、手戻りのないシームレスな設計を実現することなどにより、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の2つをスピードアップし、災害復旧全体の迅速化を図る。
(水管理・国土保全局所管施設^{※2})
対象：山形県酒田市、舟形町、戸沢村、鮭川村

※2 河川、海岸(港湾に係る海岸を除く)、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年梅雨前線豪雨関連

令和6年梅雨前線豪雨により被災した 道路・河川等の迅速な復旧を支援

～設計図書の簡素化や書面査定の上限額引き上げにより、災害査定を効率化します～

令和6年8月23日 水管理・国土保全局防災課

令和6年梅雨前線豪雨により多くの公共土木施設が被災しています。

鹿児島県においても、甚大な規模で被害が発生し、災害復旧事業における災害査定の効率化に関する要望があったことから、設計図書の簡素化や被災現場に赴かずに書面により査定を行う対象を拡大することにより、災害査定の事務手続きの効率化・迅速化を図ります。

<対象区域>

鹿児島県

<災害査定の効率化>

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

○書面による査定の上限額引き上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定の上限額を通常の1,000万円未満から以下のとおり引き上げる。

鹿児島県：2,000万円以下

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年能登半島地震関連

令和6年能登半島地震における災害査定の加速化 第二段

～書面による査定上限額や現地で事業費決定できる上限額の更なる引上げを実施～

令和6年8月23日 水管理・国土保全局防災課

令和6年能登半島地震で被災した公共土木施設については、災害査定を効率的に実施するため、書面による査定の上限額や現地で決定できる災害復旧事業費の上限額を引き上げることを地方自治体に対して通知し、1月26日に公表したところです。

石川県においては、半島としての交通アクセスの不便さや被災箇所数の多さ等を考慮し、書面による査定の上限額や現地で決定できる災害復旧事業費の上限額をさらに引き上げることとし、本日、地方自治体に通知しましたので、お知らせします。

これにより、災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業に係る災害査定事務手続きのさらなる迅速化を図ります。

○書面による査定の上限額の引上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減

(水管理・国土保全局所管施設^{※1}) 石川県
通常 : 1,000万円未満
1月26日時点引上げ額 : 8,000万円以下
今回の引上げ額 : 1億2,000万円以下^{※2}

○現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げにより早期の災害復旧を実施

(水管理・国土保全局所管施設^{※1}) 石川県
通常 : 4億円未満
1月26日時点引上げ額 : 11億円未満
今回の引上げ額 : 25億円未満

※1 河川、海岸（港湾に係る海岸を除く。）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道

※2 道路の路面に係る災害については、上記引上げ額を超える場合であっても、机上査定とすることができる。

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年7月25日からの大雨関連

災害復旧技術専門家を山形県に派遣し、 被災した河川、道路の迅速な復旧を支援します ～令和6年7月25日からの大雨による被害の早期災害復旧を支援～

令和6年8月26日 水管理・国土保全局防災課

令和6年7月25日からの大雨による被害について、「災害復旧技術専門家派遣制度」を活用し、山形県及び酒田市、真室川町、庄内町、鮭川村からの要請を受け、公益社団法人全国防災協会から災害復旧技術専門家を現地に派遣します。

これにより、迅速な災害復旧の申請に向けた支援を行います。

※ 「災害復旧技術専門家派遣制度」とは、地方公共団体からの派遣要請を受け、国土交通省から「公益社団法人 全国防災協会」に「災害復旧技術専門家」派遣を依頼するものです。「災害復旧技術専門家」は、現地で地方公共団体に対し、迅速な災害復旧の申請に向け、被災調査や復旧工法に関する技術的支援や助言を行います。

【災害復旧技術専門家派遣】

○派遣日：令和6年8月27日(火)

○派遣者：公益社団法人 全国防災協会

○派遣先：山形県酒田市、真室川町、庄内町、
鮭川村の河川・道路

災害復旧技術専門家 3名

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000303.html

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年台風第5号関連

国土交通本省災害査定官を岩手県へ派遣し、 被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援します ～令和6年台風第5号関連の災害緊急調査を実施～

令和6年8月26日 水管理・国土保全局防災課

令和6年台風第5号による大雨について、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置や復旧工法等の技術的な助言・指導を行うため、国土交通本省災害査定官を岩手県に派遣して災害緊急調査を実施します。

※ 災害緊急調査とは、広域にわたる災害や人的被害が発生している等の特別な災害において、本省から派遣された災害査定官が、現地における災害時の気象、水理及び被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導を行うものです。

【災害緊急調査】

○派遣日程：令和6年8月29日(木)

○派遣者：国土交通省水管理・国土保全局

○派遣先：岩手県内の道路(一般県道安家玉川線、
一般県道普代小屋瀬線)

防災課災害査定官

小川 渉 (おがわ わたる)

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000302.html

国土交通省 北陸地方整備局
金沢河川国道事務所

石川県
Ishikawa Prefecture

のと里山海道「能登大橋付近」が

9月10日(火)10時から対面通行可能となります

令和6年8月27日 石川県

- 国道470号能越自動車道・のと里山海道については、7月17日(水)に、能登大橋付近を除く全区間で対面通行を確保したところです。
- このたび、唯一、片側交互通行となっている能登大橋付近についても、9月10日(火)10時から対

面通行を確保できる見込みとなりましたのでお知らせします。

- 引き続き、道路線形・勾配が部分的に悪い箇所がありますので、通行にあたっては十分ご注意ください。



写真:能登大橋付近 盛土崩落箇所



能越自動車道・のと里山海道の通行状況

河川入門講座 (27)

砂防と海岸
—砂浜の保全—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



この標題をみて、一体全体、海岸と砂防の関係とは何かと不思議に思われる読者もおられるでしょうが、実は海岸とくに砂浜の海岸と砂防とは密接な関係にあります。

島国のわが国の地形は、深い太平洋や日本海の海底から立ち上がった山地で、海とは一般的に急斜面をなして接していますから、内湾はともかく、外洋に面した海岸では、砂浜の砂は海底の方へ運ばれてしまい、砂浜が長期間存続することは難しいのです。それを保全、維持しているのは、近くに流入している河川からの排出土砂なのです。

江戸時代から戦前、昭和30年代頃までは、わが国の海岸には至る処に白砂青松の美しい砂浜がありましたが、それは洪水時に河川から大量に排出、供給される土砂のおかげだったのです。

しかるに高度成長期の頃から現在に至るまで、各地の砂浜海岸に侵食、後退が見られるようになり、場所によっては数十mも百mも海岸線が後退し、砂浜が失われ岩石海岸へと変貌したところもあります。

その理由は直接的には河川からの供給土砂が減少したことですが、さらにその原因を探ると、

- (1) 治山事業、砂防事業の進捗により山地からの発生土砂量が制御されてきたこと、
- (2) 上流山地におけるダムの設置によりダム貯水池に堆砂するため、下流河道への流出土砂量の減少、
- (3) 高度成長期におけるコンクリート骨材用としての川砂利や川砂の大量採取、

- (4) 河川改修により河道低水路河岸の崩壊侵食が防止されてきたこと

等、種々の要因があります。

江戸期のように荒廃した山地から、無制限に下流の被害もかまわず大量の土砂が流出してくるのも困りますが、ある程度の土砂が河川に供給されないと健全な河道が維持されませんし、さらに、海岸の砂浜が保全されません。

この意味において、山地から河川を介して海まで、砂防事業の効果と影響があるのです。

国土交通省水管理国土保全局の海岸事業を担当する“海岸室”が砂防部に所属しているのも、土砂の移動を山地から海まで総合的に見つめていこうという思想の表れです。

なお、補足しますと、流入河川が無くても砂浜を養っている作用に、海からの波浪により侵食を受けている崖が近くにある場合、土砂の供給源になっていることがあります。

著名な例では、千葉県の「九十九里海岸」の砂浜とその北方につながる「屏風ヶ浦」の浸食崖ですが、近年、海岸防災工事が進んで崖の浸食が止まり発生土砂が失われたためか、九十九里海岸の後退が目立ってきて、その因果関係が議論になっています。

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例 (32)

～早期確認型査定の実施状況～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1. はじめに

令和6年4月の「大規模災害時査定方針」改定により、市町村における災害復旧事業の迅速化を目的とした「早期確認型査定」（以下「早期査定」という。）が新たな手法として追加されました。

早期査定については、令和4年から2年間を試行期間とし、令和6年1月1日に発生した能登半島地震にも適用されるなど着実に実施例を増やし、令和6年4月からは本格運用を開始しています。

本稿では、令和5年災の試行実績を中心に早期査定の適用事例について紹介します。

2. 令和5年災の早期査定実施状況

1) 令和5年災では、17道府県29市町村で試行

令和5年11月までに1,573箇所の前査定を完了しています。

■令和5年災にて早期査定を実施した市町村

- ◆北海道：滝上町 ◆秋田県：八峰町 ◆福島県：いわき市
- ◆茨城県：日立市 ◆千葉県：大多喜町 ◆長野県：飯田市
- ◆石川県：珠洲市、津幡町 ◆京都府：福知山市、綾部市
- ◆和歌山県：紀の川市、紀美野町、かつらぎ町、広川町
- ◆愛知県：新城市 ◆鳥取県：鳥取市 ◆山口県：下関市
- ◆高知県：いの町、梶原町 ◆佐賀県：佐賀市、唐津市
- ◆福岡県：久留米市、八女市、朝倉市、東峰村
- ◆熊本県：西原村、御船町、山都町 ◆宮崎県：小林市

2) 発災から4ヶ月程度で後査定実施

発災からの各自治体の平均的な査定スケジュールをまとめると、概ね40日程度で前査定を実施、その後、詳細設計を行い、120日程度で後査定を実施しています。

また、災害復旧工事の発注については、約半数の自治体では、発災から6ヶ月程度で最初の工事に着

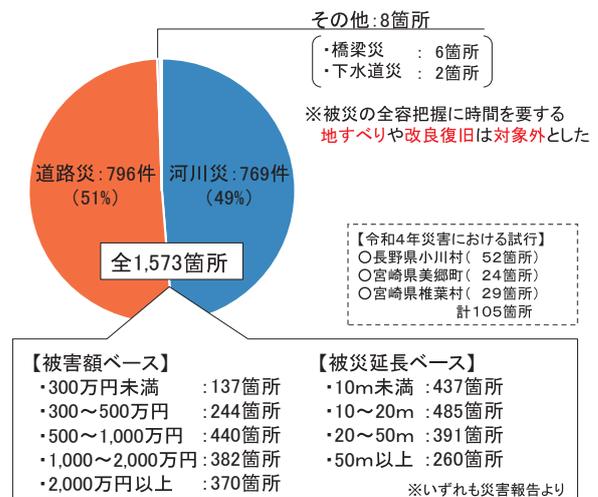


図-1 工種別前査定箇所数

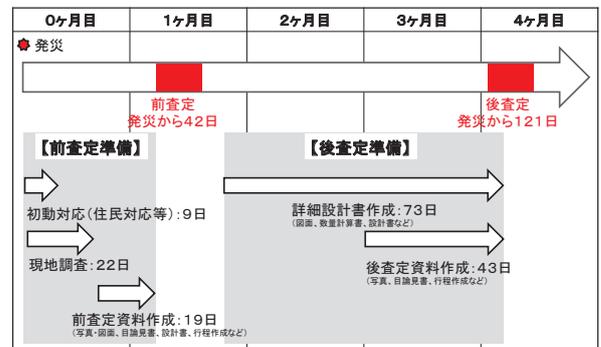


図-2 令和5年災害における早期確認型査定（試行）の実績スケジュール（平均）を整理

手しており、8ヶ月後には5割の箇所について工事着手できていることが分かりました。

3) 前査定時に約3割の箇所で起終点を変更

通常査定では、起終点の変更は追加測量や設計書の修正、申請替え手続きなど様々な手間とロスが発生させますが、早期査定では、災害査定に不慣れな自治体でも前査定において、現地で査定官の確認の下、起終点の決定ができるので手戻りのない効率的な災害査定が可能となります。

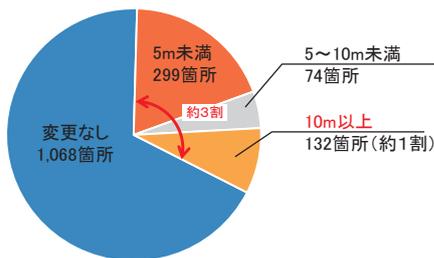


図-3 前査定時の起終点変更

4) 早期査定の具体例

① S市の場合

発災1ヶ月後に申請61箇所(内6箇所を机上査定)を5日間で前査定を行い、そこから3ヶ月後に4日間の後査定(リモート査定)で事業費を決定しました。前査定、後査定を2回実施しますが、通常査定で61箇所を1週間で行うには、最低でも3班は必要であるため、概ね2/3程度の効率化が図られました。

また、前査定時には、個々の被災箇所において、現地を見ながら設計上の留意点や、応急工事の方法などきめ細かなアドバイスができるため、早期復旧に向けた速やかな対応ができました。

② I市の場合

発災2ヶ月後に申請43箇所(内7箇所を机上査定)を4日間で前査定し、そこから2ヶ月後に道路系被災箇所の後査定、さらに1ヶ月後に河川系被災箇所の後査定を実施して、概ね5ヶ月で全箇所の事業費を査定決定しました。

状況に応じて、前査定を机上査定で行ったり、設計進捗に合わせて後査定(リモート)を段階的に実施するなど、フレキシブルに組み合わせることで、各自治体の実状に合わせた柔軟な災害査定ができます。

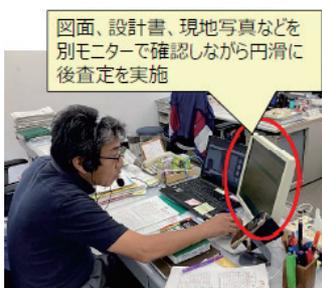


写真-1 リモート査定の実施状況

3. 実施自治体からの意見

試行に関する実施自治体との意見交換、ヒヤリングでは、「早期に被災の事実、起終点が合意されるため、効率的に進められる」、「(前査定は)必要最小限の資料で受検でき、積算が不要であるため時間的余裕があった」、「早期に復旧の筋道が明確になり、

住民等に向けた説明が円滑にできた」、「前査定にコンサルタントの同席が可能のため、伝え漏れなどが防止できた」などの意見が寄せられ、作業の手戻りや資料作成の簡素化により、市町村職員の負担が軽減されていることが確認されました。

また、測量・設計費に対する補助が適用されるため、財政負担の軽減が図られると思われまます。

4. 能登半島地震における適用

当初は令和5年内を期限として試行していた早期査定ですが、能登半島地震の発生に伴い、試行期間を延期し、地震発生から6週間後の2月14日から最初の前査定が開始され、5月までに2県8市町で合計260箇所の前査定を実施しています。

能登半島地震においては、被災箇所が膨大なことから、TEC-FORCEの調査報告資料を最大限活用して査定資料を整え、被災状況や起終点の確認は、Googleストリートビュー等による被災前状況と被災後の現地撮影動画の比較により、机上査定でも効率的に前査定を行い、効果を上げています。



写真-2 前査定の効率化を図るため、机上査定にて実施している状況

5. おわりに

早期査定は、技術職員が慢性的に不足する市町村の災害について、シームレスな災害復旧支援により、工事着手の迅速化を目的に取り組んできたところで、前述のとおり工事着手の迅速化には一定の効果が確認できましたが、能登半島地震災害のように膨大な被災箇所数となる場合、詳細設計に時間を要する後査定が遅れてしまうなどの課題も明らかになっています。

試行から得られた課題や、今後の適用実績等の知見を蓄積し、各自治体の実状に合わせて災害復旧支援ができるよう制度の改善に努めて参ります。

令和6年 発生主要異常気象別被害報告

令和6年7月31日現在 (単位: 千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道	1	200,000					3	148,000							<1>	<37,000>	<1>	<37,000>
岩手															1	37,000	5	385,000
宮城															<1>	<300,000>	<1>	<300,000>
秋田			1	50,000											1	300,000	3	333,000
山形																	1	50,000
福島			65	1,657,590	1	270,000											32	544,000
千葉			3	489,500							11	592,000					14	1,081,500
茨城																	<17>	<1,183,000>
栃木																	(5)	(40,000)
群馬																	[10]	[1,219,340]
新潟	1	850,000	8	214,000	1	550,000											88	7,104,140
富山																	<32>	<4,498,000>
石川																	(15)	(965,914)
福井																	[93]	[12,253,225]
山梨			4	325,000													374	34,140,113
長野			(1)	(56,000)													<479>	<78,994,578>
岐阜																	(56)	(8,085,990)
静岡			3	189,000													[196]	[143,779,965]
愛知																	8,897	804,438,910
三重																	<1>	<60,000>
京都																	(1)	(6,000)
大阪																	[2]	[220,000]
兵庫			25	1,146,000													15	1,277,500
奈良			3	820,000														
和歌山			12	388,000														
徳島																		
香川																		
愛媛																		
高知																		
福岡																		
佐賀																		
長崎																		
熊本																		
大分																		
宮崎																		
鹿児島																		
沖縄																		
新潟																		
静岡																		
浜松																		
北九州																		
補助計			<1>	<5,000>														
			(2)	(106,000)														
			[4]	[108,280]														
直轄計	2	1,050,000	693	23,049,587	19	10,260,456	3	148,000	9,741	860,601,384	968	21,181,437			3	587,000	11,429	916,877,864
合計	2	1,050,000	694	23,067,770	19	10,260,456	3	148,000	9,780	909,911,248	968	21,181,437			3	587,000	11,469	966,205,911

※上段()内書は、公團分、[]内書は、水道(令和6年4月以降)・下水道分、< >内書は、港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月2回(15日、月末)国土交通省HPで公表。最新は下記をクリック

http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html